第２３回たつの市農業委員会総会（１０月定例会）議事録

令和７年10月28日（火）午前10時から第23回たつの市農業委員会総会（10月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員１８名

1	三村　誠	2	~~酒井　幸男~~	3	森下　長幸	4	松本　有史
5	福田　敏和	6	河井　由一	7	石田　政行	8	八木　正邦
9	松田　泰政	10	井上　昇造	11	水田　達實	12	田淵　大勝
13	岩田きん子	14	井上　親志	15	瀧口　節子	16	真殿　利晴
17	苗村　武大	18	猪澤　敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者　３名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井上　吾郎	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第23回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、2番酒井幸男委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・競売落札者に対する農地法第3条第1項の規定による許可
・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
・農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について

・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、9番松田泰政委員、10番井上昇造委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第2「議案第145号　たつの市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第145号　たつの市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」

ただいまの議案につきまして、提案理由及びその内容についてご説明申し上げます。

本議案は、令和7年7月31日付で、龍野地区担当の農地利用最適化推進委員の辞任に伴い、令和7年12月1日付で、新たに1名の候補者へ委嘱するものでございます。

欠員募集につきましては、8月号広報及び市ＨＰにて、令和7年8月18日から令和7年9月19日を募集期間として行い、その結果、小宅地区連合自治会より1名の推薦書の提出がございました。

そのため、委員候補者として農業委員会に関する法律第17条第1項の「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」との規定に基づき、農業委員会に委嘱の承認を求めるものでございます。

なお、委嘱しようとする候補者の経歴等につきましては、別添資料のとおりでございまして、農業に対する熱意、識見を有し、また

自治会からの推薦者でもありますので、本市農業委員会農地利用最適化推進委員として、適任者であるものと確信しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○　議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 145 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 146 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 146 号　非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 2 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1121 の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・畑、現況は宅地及び雑種地、面積は 673 ㎡でございます。願い出人は、[redacted]、平成 10 年に農業用倉庫を建築し、進入路及び資材置場として使用し現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書及び地元自治会長の証明により確認し、宅地及び雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の番号 1101 の願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・

畑、現況は原野、面積は631㎡でございます。願い出人は、[redacted]、平成10年頃には原野化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真により確認し、原野であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第146号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第147号　農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第147号　農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3条売買の案件が7件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1100の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は536㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]被相続人[redacted]相続財産清算人 弁護士[redacted]、この度、相続財産清算人が申請地を財産処分するにあたり、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の番号1102の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は3,863㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、現在耕作してもらっている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目から6件目までは同一案件となります。これら4件に関しまして、譲受人は、[redacted]であるため、以降の譲受人の読み上げについては省略させていただきます。

3件目の番号1115の申請地は、揖西町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は4,480㎡、譲渡人は[redacted]
4件目の番号1116の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は919㎡、譲渡人は[redacted]
5件目の番号1117の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は1,175㎡、譲渡人は、[redacted]
6件目の番号1118の申請地は、揖西町[redacted]、[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は1,165㎡、譲渡人は、[redacted]

これら4件7筆の合計面積は、7,739㎡となり、令和6年12月及

び1月定例会で同譲受人が取得した農地83,480㎡とあわせますと、合計91,219㎡となります。

譲受・譲渡理由についてですが、いずれも譲渡人が高齢もしくは市外居住で農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である[redacted]につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、令和6年12月定例会における同譲受人についての詳細説明のとおり、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7件目の番号1106の申請地は、御津町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は2,076㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、当該地で耕作を希望する譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、ハーブや根菜及び葉野菜を栽培する営農計画をたてており、畑を耕作するために必要な農機具は知人から貸与をうける予定とのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第147号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第148号　農地法第3条の規定による所有権移転・賛与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第148号　農地法第3条の規定による所有権移転・賛与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1107の申請地は龍野町[redacted]の畑で、面積は207㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、同居している娘である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜、果樹を栽培する営農計画をたてており、畑を耕作するために必要な農機具も確保しているとのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の番号1099の申請地は新宮町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は4,069㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は相続人なく死亡しており、この度、相続財産管理人である[redacted]弁護士[redacted]が地元自治会へ相談し、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を贈

与することで合意に至ったものでございます。
譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。
よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第148号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6「議案第149号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第149号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
5条所有権移転・売買の案件が3件でておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1097の申請地は、誉田町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は987㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2

種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は造成後から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1122 の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は 533 ㎡、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－(1)）に該当しますが、転用目的が農業用施設であることから、例外的許可事由（⑤-1）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、農業用倉庫を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、農業用倉庫の建設期間は令和 8 年 1 月 20 日から 90 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書から、必要な資金が準備できることを確認しました。

開発不要証明の申請中でありますが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1120 の申請地は、揖保川町[redacted]、[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は 1,155 ㎡、農地区分は、住居等が連担す

る区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]及び[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から30日間、施設の建築期間は造成後から30日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第149号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第150号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題とい

たします。
それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第150号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」
5条所有権移転・贈与の案件が1件でておりますので、ご説明いたします。

番号1119の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は542㎡のうち335㎡、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、祖母である譲渡人から土地を贈与してもらい、戸建住宅を建築するものでございます。
土地の造成期間は令和8年1月10日から30日間、住宅の建設期間は令和8年2月11日から150日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。
建築許可申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第150号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第151号　農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第151号　農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全814筆、設定面積の合計は993,571.18㎡でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第151号」は「異議なし」と回答する

ことに決しました。

４　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時２６分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和７年１０月２８日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（9番 松田泰政委員）

議事録署名委員
（10番 井上昇造委員）